

令和3年3月10日

令和3年第1回神奈川県議会定例会

子ども・子育て・高齢社会対策特別委員会資料

目 次

	ページ
1 児童虐待対策について	1
(1) 児童虐待相談対応件数の推移	1
(2) 新型コロナウイルス感染症の感染拡大の影響	2
(3) 本県の主な取組	2
(4) さらなる児童相談所の強化	4
2 いじめ等への対策について	8
(1) 令和元年度 神奈川県児童・生徒の 問題行動・不登校等調査結果について	8
(2) 県教育委員会の主な取組	16
参考資料 1 令和元年度神奈川県児童・生徒の問題行動・不登校等調査 調査結果の概要 1（公立学校分）	
参考資料 2 令和元年度神奈川県児童・生徒の問題行動・不登校等調査 調査結果の概要 1（私立学校分）	

1 児童虐待対策について

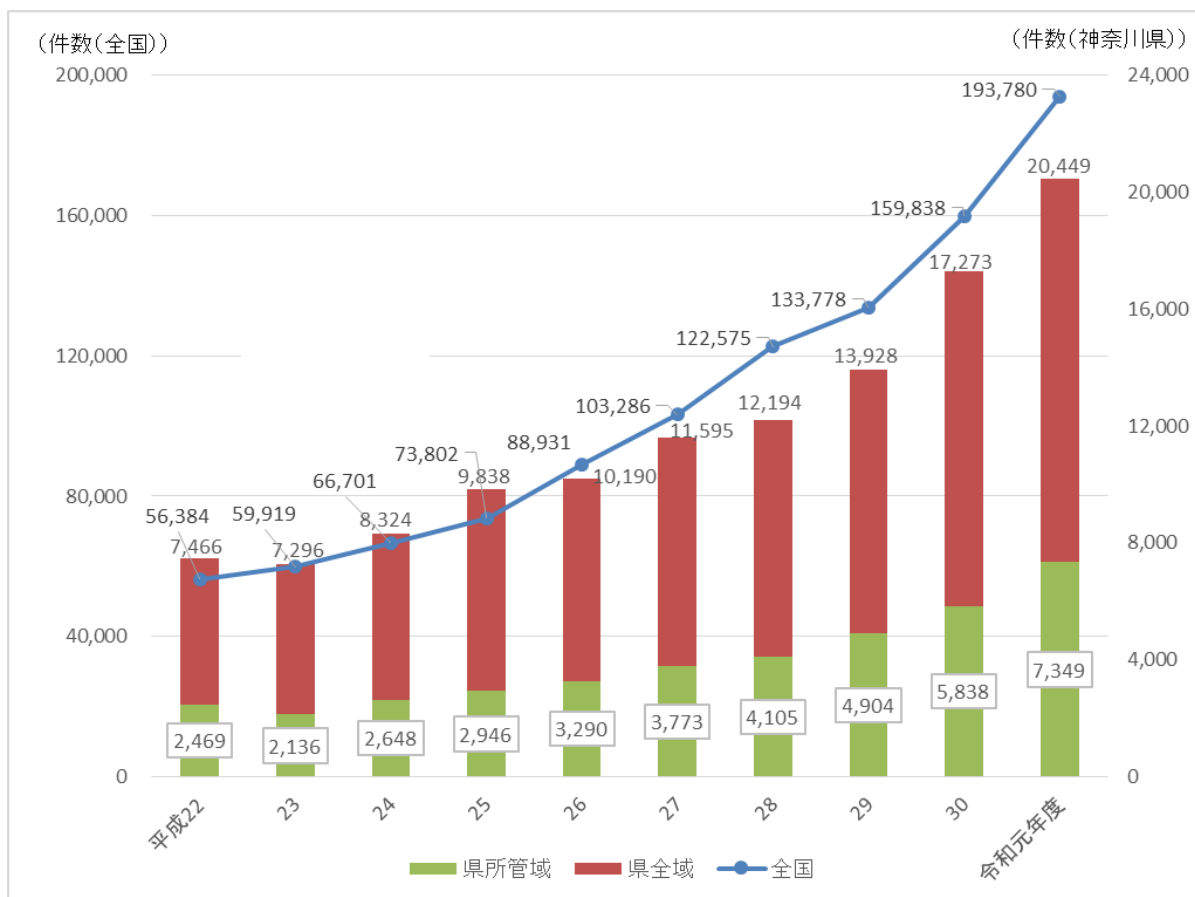
(1) 児童虐待相談対応件数の推移

児童虐待の相談対応件数は、全国的に増加傾向にあり、本県においても令和元年度は過去最多となる20,449件となっている。

また、相談内容では、心理的虐待が最も多い割合を占めており、次いで身体的虐待、保護の怠慢・拒否（ネグレクト）となっている。

■児童相談所における児童虐待に関する相談対応件数の推移

(全国、神奈川県（県全域、県所管域※）)



※ 県所管域

県は、市が児童相談所を設置する横浜市、川崎市、相模原市、横須賀市を除く県内地域を所管しており、県所管域には、5つの児童相談所があります。

中央児童相談所	藤沢市、茅ヶ崎市、大和市、寒川町
平塚児童相談所	平塚市、秦野市、伊勢原市、大磯町、二宮町
鎌倉三浦地域児童相談所	鎌倉市、逗子市、三浦市、葉山町
小田原児童相談所	小田原市、南足柄市、中井町、大井町、松田町、山北町、開成町、箱根町、真鶴町、湯河原町
厚木児童相談所	厚木市、海老名市、座間市、綾瀬市、愛川町、清川村

■児童虐待相談対応件数の推移（内容別）（県全域）

	平成27年度	平成28年度	平成29年度	平成30年度	令和元年度
身体的虐待	2,916件 (25.1%)	3,018件 (24.7%)	3,293件 (23.6%)	3,697件 (21.4%)	4,331件 (21.2%)
保護の怠慢・拒否 (ネグレクト)	3,077件 (26.5%)	3,099件 (25.4%)	3,165件 (22.7%)	3,420件 (19.8%)	3,698件 (18.1%)
心理的虐待	5,455件 (47.0%)	5,923件 (48.6%)	7,334件 (52.7%)	9,948件 (57.6%)	12,262件 (60.0%)
性的虐待	147件 (1.3%)	154件 (1.3%)	136件 (1.0%)	207件 (1.2%)	158件 (0.8%)
計	11,595件 (100.0%)	12,194件 (100.0%)	13,928件 (100.0%)	17,272件 (100.0%)	20,449件 (100.0%)

※割合は、表示桁数以下の端数処理により合計が100%とならない場合がある。

(出典：子ども家庭課資料)

(2) 新型コロナウイルス感染症の感染拡大の影響

新型コロナウイルス感染症の影響により、子どもや家庭を取り巻く環境が変化する中、児童虐待の潜在化が危惧されている。

また、児童虐待や親子関係・家族の悩みなどに対応する相談体制の充実・強化や、体罰禁止の普及啓発など、虐待を未然に防止する取組みをより一層強化する必要がある。

■令和2年度の児童虐待相談対応件数の状況（県所管域）※速報値 件

	4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	計
件数	479	388	699	551	445	682	688	536	575	5,043

参考 令和元年度 12月末時点 5,429件（年度計 7,349件）

(3) 本県の主な取組

児童虐待相談件数の増加に伴い、複雑困難化する虐待事案に対応するため、平成31年に関係閣僚会議で示された国の方針「児童虐待防止対策の抜本的強化について」や、令和元年の児童福祉法の改正等を踏まえ、児童相談所の体制強化や市町村、関係機関等との連携強化、里親委託の推進など、社会的養育の充実に取り組んでいる。

ア 児童相談所の体制強化（県所管域）

増加する児童虐待相談に迅速・的確に対応するため、児童福祉司等専門職の増員、職員の人材確保・育成等に取り組んでいる。

- (ア) 児童福祉司・児童心理司の増員
- (イ) 弁護士の助言指導による法的支援の強化
- (ウ) 市町村支援、里親養育支援の充実
- (エ) 職員の研修等人材育成の充実

■児童福祉司数の推移（県所管域）

	H27	H28	H29	H30	R元	R2
相談件数	3,773	4,105	4,904	5,838	7,349	—
児童福祉司数	70	70	86	98	125	139

イ 市町村や関係機関との連携強化の推進（県所管域）

市町村が設置する「要保護児童対策地域協議会」を中心に警察、学校や保育所、医療機関等関係機関との連携を強化するとともに、DV対応機関との連携やNPOとの協働、母子保健部門との連携など、あらゆる関係部署と連携し、虐待の早期発見・早期対応、未然防止に取り組んでいる。

コロナ禍においては、市町村を中心とした見守り体制の強化や、民間企業と連携した体罰禁止の周知・啓発に取り組んでいる。

(ア) 要保護児童対策地域協議会における情報共有・連携強化

(イ) 警察との情報共有・連携強化

(ウ) 学校等における虐待に関する相談体制の強化

(エ) 医療機関との連携や医師による専門的助言・指導の活用

(オ) DV対応機関との連携

(カ) 転居した場合の情報共有等ルール of 徹底

(キ) NPOとの協働事業等による連携

(ク) 妊娠期からの児童虐待の発生予防・早期発見

(ケ) 子育て期における支援体制の充実

※ (ア)～(ケ)の取組は、政令指定都市等と連携して実施している。

ウ 社会的養育の推進（県所管域）

平成28年の児童福祉法改正で明確にされた「子どもが権利の主体である」という理念のもと、「神奈川県社会的養育推進計画（平成2年3月から令和11年度）」に基づき、社会的養育を必要とする子どもを心身ともに健やかに育成するための施策を推進している。

(ア) 取組みの方向

a 子どもの権利擁護の推進

b 子どもと家庭を地域で支援する取組みの推進

c 家庭と同様の環境における養育の推進

d 代替養育を経験した子どもの自立支援の推進

※ 政令指定都市等と連携して計画の実現を目指している。

エ LINEによる相談体制の充実（県全域）

これまで行ってきた来所や電話による相談に加え、令和元年10月には、県所管地域を対象として、子ども本人や子育て中の若い世代が相談しやすいコミュニケーションツールである「LINE」を活用した相談窓口を設置した。

コロナ禍において県全体での相談体制の強化を図るため、令和2年7月からは、LINEによる相談窓口の対象地域を、政令市・児童相談所設置市（横浜市、川崎市、相模原市、横須賀市）を含めた県内全域に拡大した。

(ア) 対象 県内の子ども、保護者の方

(イ) 内容 児童虐待、子育ての不安、しつけ他子どもに関する相談

(ウ) 相談時間 月～土曜日 9時～20時

(4) さらなる児童相談所の強化

児童虐待を防止するためには、これまで実施してきた取組の着実な推進に加え、新たな課題に対応するための基盤として、児童相談所の施設整備や組織体制の強化を図っていく必要がある。

ア これまでの取組（県所管域）

(ア) 厚木児童相談所の再整備

昭和46年に建築された厚木児童相談所は老朽化が著しく、令和4年度に移転・開所することを目指し新築工事に着手している。これに伴い、一時保護所の個室化や面接室などの拡充が図られる。

■厚木児童相談所の再整備の概要

	現在	再整備後
所在地	厚木市水引2-3-1	厚木市水引2-11-6 元水引アパート跡地
敷地面積	2,048.31㎡	約2,360㎡
延床面積	1,378.12㎡	約3,000㎡
構造	鉄筋コンクリート造2階	鉄筋コンクリート造3階
主な改善点	面接室の拡充、一時保護所の個室化、エレベータ設置など施設のバリアフリー化	

イ 新たな課題（県所管域）

- 虐待相談対応件数の増加に伴う職員の増員により、児童相談所の組織が大規模化しており、迅速・的確に対応できる運営体制を確保していく必要がある。
- 中央児童相談所と厚木児童相談所は、年間の虐待相談件数が2,000件超、職員数が100人超となるなど組織が大規模化しており、早急に所管区域を見直し、組織の規模を適正化する必要がある。
- 中長期的には、各児童相談所の所管人口や虐待相談件数の推計を踏まえた所管区域の見直しや、虐待そのものをなくしていくための未然防止についても、検討していく必要がある。

■児童相談所の所管等（県所管域）

	中央	平塚	鎌倉三浦	小田原	厚木
所在	藤沢市	平塚市	横須賀市	小田原市	厚木市
	総合療育相談センターと同建物内	単独庁舎	横須賀オフサイトセンターと同建物内	小田原合同庁舎内	単独庁舎
所管人口 (R2.4.1)	96万人	58万人	30万人	34万人	62万人
虐待対応件数 (件) (R元年度)	2,493	1,361	458	990	2,047
職員数 非常勤含 (R2.4.1)	119人	90人	32人	38人	100人
所管 市町村	藤沢市 茅ヶ崎市 大和市 寒川町	平塚市 秦野市 伊勢原市 大磯町 二宮町	鎌倉市 逗子市 三浦市 葉山町	小田原市 南足柄市 中井町 大井町 松田町 山北町 開成町 箱根町 真鶴町 湯河原町	厚木市 海老名市 座間市 綾瀬市 愛川町 清川村

ウ 今後の対応策

(7) 大和綾瀬地域児童相談所の設置（県所管域）

中央児童相談所と厚木児童相談所の適正規模化を図るため、それぞれの所管区域を見直した上で、中央児童相談所の建物内に、新しい児童相談所を設置する。

新しい児童相談所は、現在中央児童相談所の所管である大和市及び厚木児童相談所の所管である綾瀬市を所管区域とし、「大和綾瀬地域児童相談所」とする。

- a 所在地 藤沢市亀井野 3 1 1 9
中央児童相談所、総合療育相談センターと同建物内
- b 所管区域 大和市、綾瀬市
- c 業務内容 相談、一時保護、措置、市町村支援
- d 設置時期 令和3年4月1日

(4) 中長期的な対応（県所管域）

児童相談所の所管区域の見直しや、虐待そのものをなくすための未然防止の取組みなど、児童相談所の中長期的なあり方について、庁内プロジェクトを設置し、検討を進めている。

- a 検討期間
令和2年10月～令和4年3月
- b 主な検討内容
 - ・所管区域の見直し
 - ・民間活力の導入
 - ・人材確保育成策の強化
 - ・虐待の未然防止の取組み など

■ 所管区域の見直し

再編前

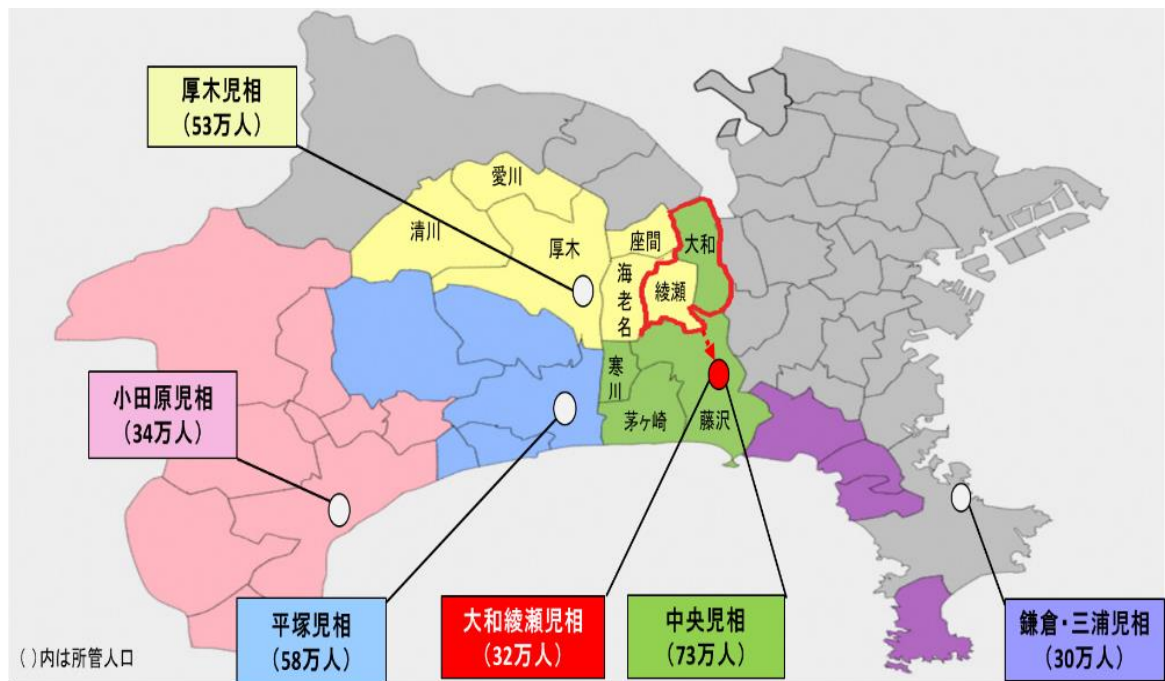
所属	所管区域
中央児童 相談所	藤沢市・茅ヶ崎市 大和市 ・寒川町 〔 所管人口96万人 虐待件数2,493件 〕
厚木児童 相談所	厚木市・海老名市 座間市・ 綾瀬市 愛川町・清川村 〔 所管人口62万人 虐待件数2,047件 〕



再編後（令和3年4月～）

所属	所管区域
中央児童 相談所	藤沢市・茅ヶ崎市 寒川町 〔 所管人口73万人 虐待件数1,872件 〕
大和綾瀬地域 児童相談所	大和市・綾瀬市 〔 所管人口32万人 虐待件数918件 〕
厚木児童 相談所	厚木市・海老名市 座間市・愛川町・清川村 〔 所管人口53万人 虐待件数1,750件 〕

■ 中央児童相談所と厚木児童相談所の再編



2 いじめ等への対策について

(1) 令和元年度 神奈川県児童・生徒の問題行動・不登校等調査結果について

ア 調査の概要

(ア) 目的

いじめ・暴力など児童・生徒の問題行動や不登校等について、児童・生徒指導上の取組を一層充実させるとともに、児童・生徒の問題行動・不登校等の未然防止や早期発見、早期対応につなげるため、文部科学省の調査に基づき、毎年度実施している。

なお、調査の名称について、今回、不登校と問題行動を、より明確に区別するために、従来の「問題行動等調査」を「問題行動・不登校等調査」と変更した。

(イ) 調査対象

県内公立小学校、中学校、義務教育学校、中等教育学校、高等学校及び特別支援学校の全校

(ウ) 調査方法

令和元年度の状況について、各公立学校は県教育委員会が、各私立学校は福祉子どもみらい局が集計し、文部科学省に報告した。

なお、結果の公表にあたっては、義務教育学校の1学年から6学年までが「小学校」に、義務教育学校の7学年から9学年まで及び中等教育学校の前期課程が「中学校」に、また、中等教育学校の後期課程が「高等学校」に、それぞれ含まれる。

イ 公立学校の調査結果

(ア) いじめについて

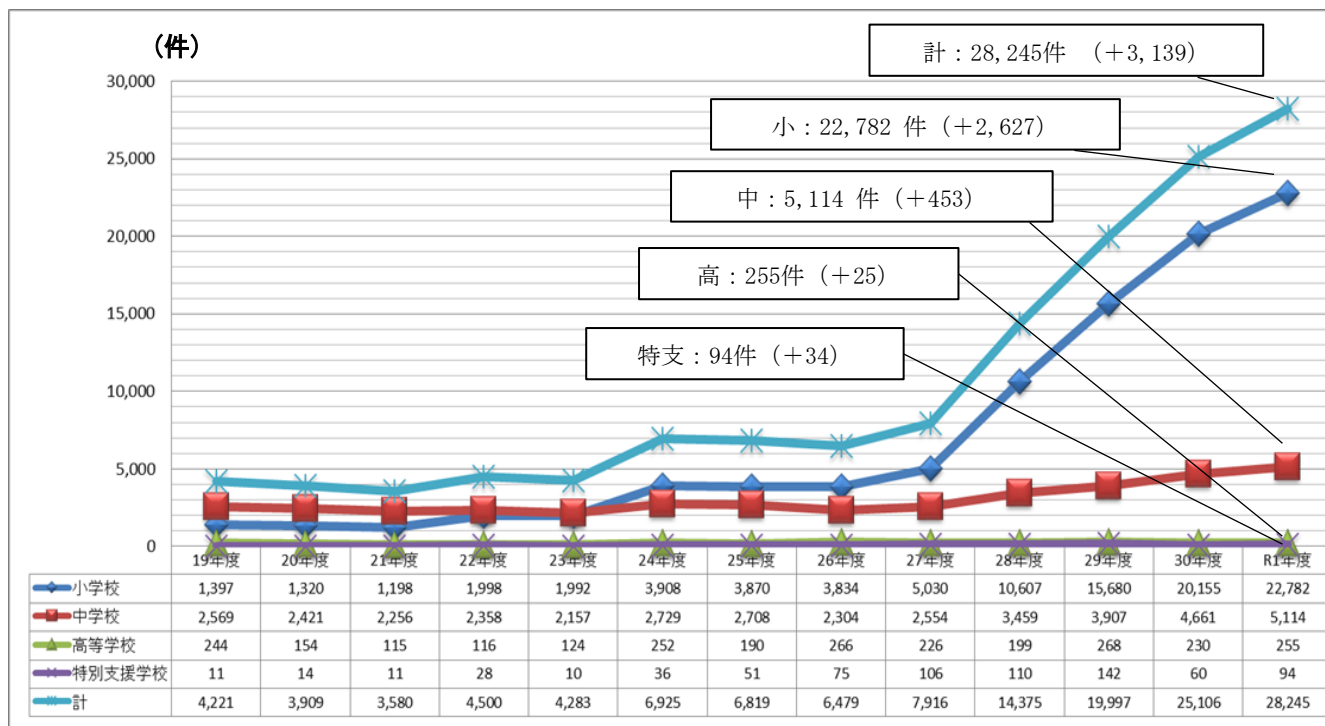
令和元年度、公立小・中・高・特別支援学校において、前年度より3,139件多い、28,245件のいじめを認知した。内訳は、小学校で2,627件の増加、中学校で453件の増加、高等学校で25件の増加、特別支援学校で34件の増加であった。（【図1】参照）

小学校におけるいじめ認知件数の増加については、児童全体の傾向として、「自分の思いを伝え相手の思いを受け止めることができる」や「暴力に至る前にトラブルを回避・解決できる」等の、コミュニケーションスキルや自分の感情をコントロールするスキル等が、児童に十分に身に付いていないことが、一因として挙げられる一方、学校がいじめを初期段階のものも含めて積極的に認知し、その解消に向けて取り組んだ結果とも考えられる。

なお、いじめの「重大事態」の発生件数は、前年度から4件増加

の25件（小11件、中13件、高1件）であった。

【図1】 いじめの認知件数の推移（公立小・中・高・特別支援学校）

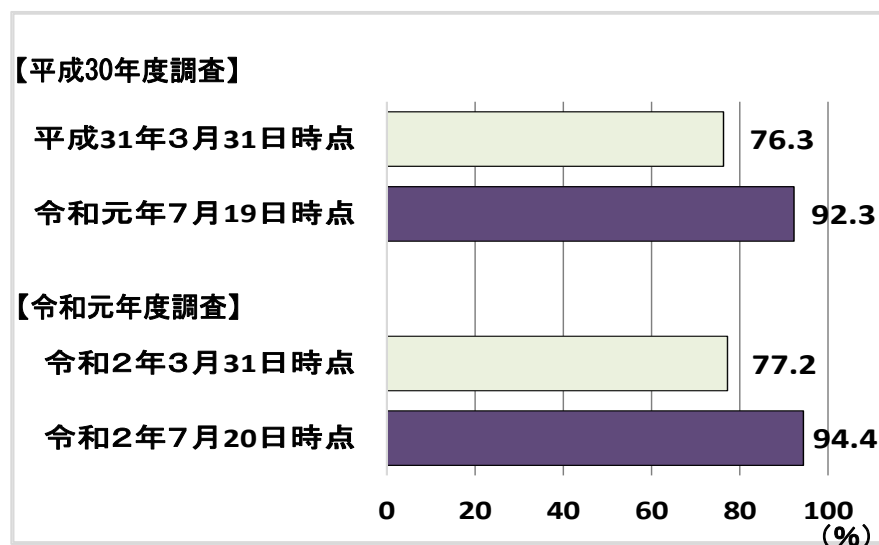


次に、いじめの解消状況について、前年度調査から、本県独自の調査項目として、従来の年度末時点でのいじめの「解消率」に加え、次年度の7月20日時点(夏季休業前)での「解消率」を設けている。これは、「いじめの解消」について、いじめの行為に関して止んでいる状態が、少なくとも3カ月を目安とするという要件があるため、年度末の1月以降に認知したいじめの状況を確認するために設けたものである。

それぞれの時点での「解消率」は【図2】のとおりであった。

各学校において、認知したいじめについて、年度を越えて、情報を引き継ぎながら、解消に向けた指導・支援、見守りを続けた結果と捉えられる。解消していないいじめへの取組とともに、いじめが解消したとみなした後も、引き続き関係の児童・生徒の様子を見守っていくことが重要である。

【図2】いじめが解消している割合（公立小・中・高・特支学校）

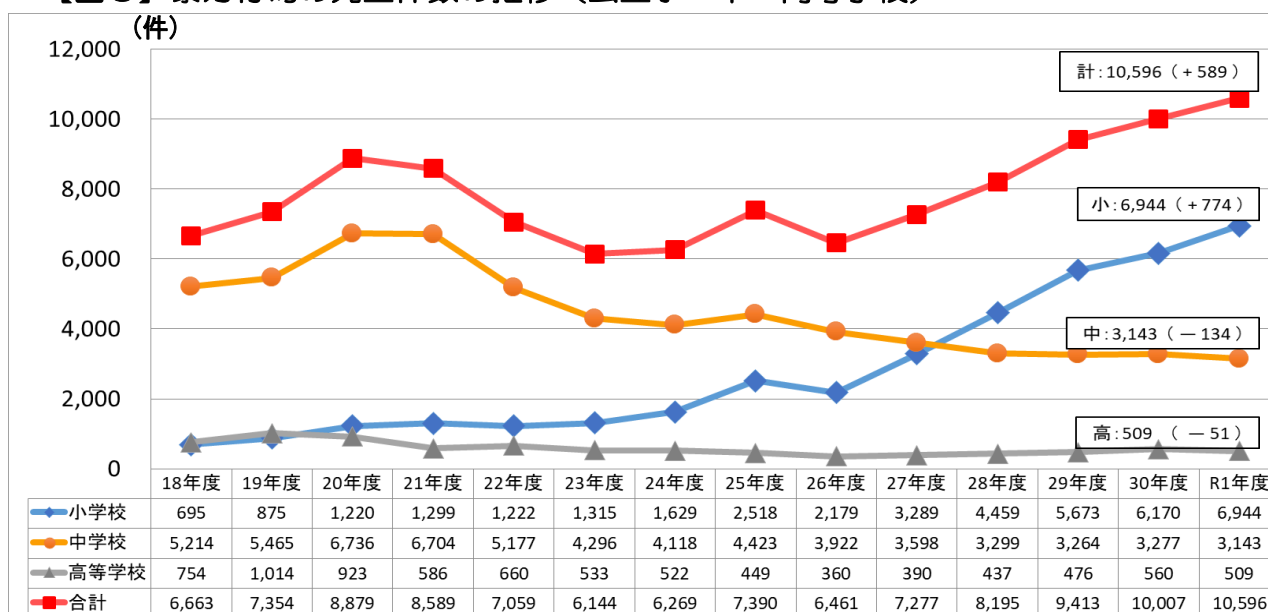


(イ) 暴力行為について

公立小・中・高等学校における令和元年度の暴力行為の発生件数は、前年度より589件増加し10,596件であった。内訳は、小学校で774件の増加、中学校で134件の減少、高等学校で51件の減少であった。（【図3】参照）

小学校における暴力行為の発生件数の増加については、いじめと同様に、コミュニケーションスキルや自分の感情をコントロールするスキル等が、児童に十分に身に付いていないことが一因として挙げられる。

【図3】暴力行為の発生件数の推移（公立小・中・高等学校）

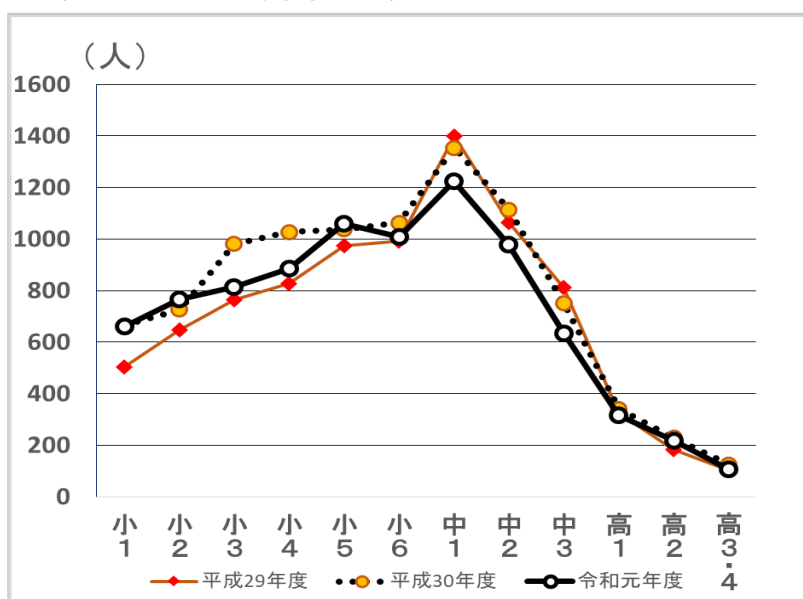


次に、「学年別加害児童・生徒数」を見ると、平成30年度に増加が顕著だった小学校3年生、4年生は減少したが、小学校全体の暴力行為の発生件数は増加傾向にある。（【図4】参照）

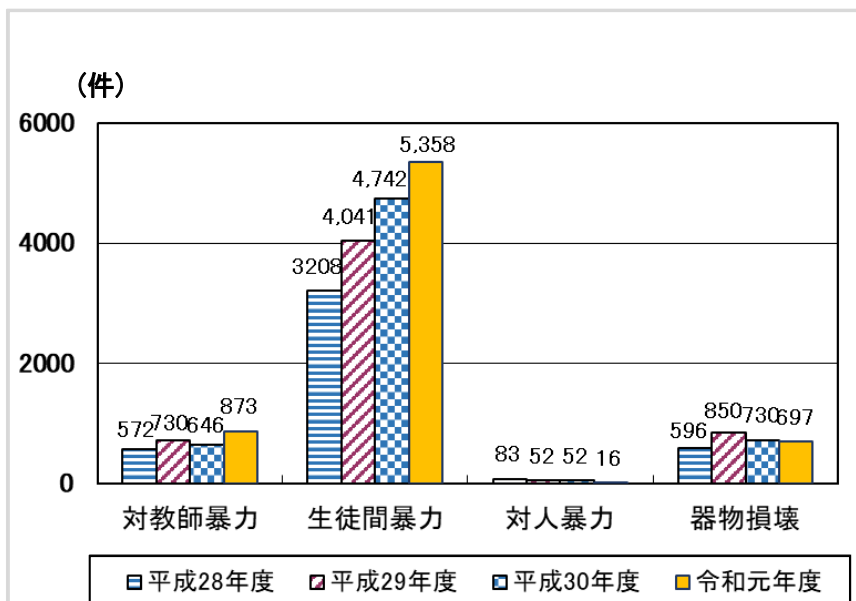
また、小学校の形態別暴力行為の発生件数の推移を見ると、生徒間暴力が増加している。（【図5】参照）

他者とのかかわりの中で多くのことを学ぶ小学校の段階で、コミュニケーションや感情のコントロールなど、社会で生きるために必要なスキル等について重点的に指導することが重要である。

【図4】暴力行為の学年別加害児童・生徒数の推移
（公立小・中・高等学校）



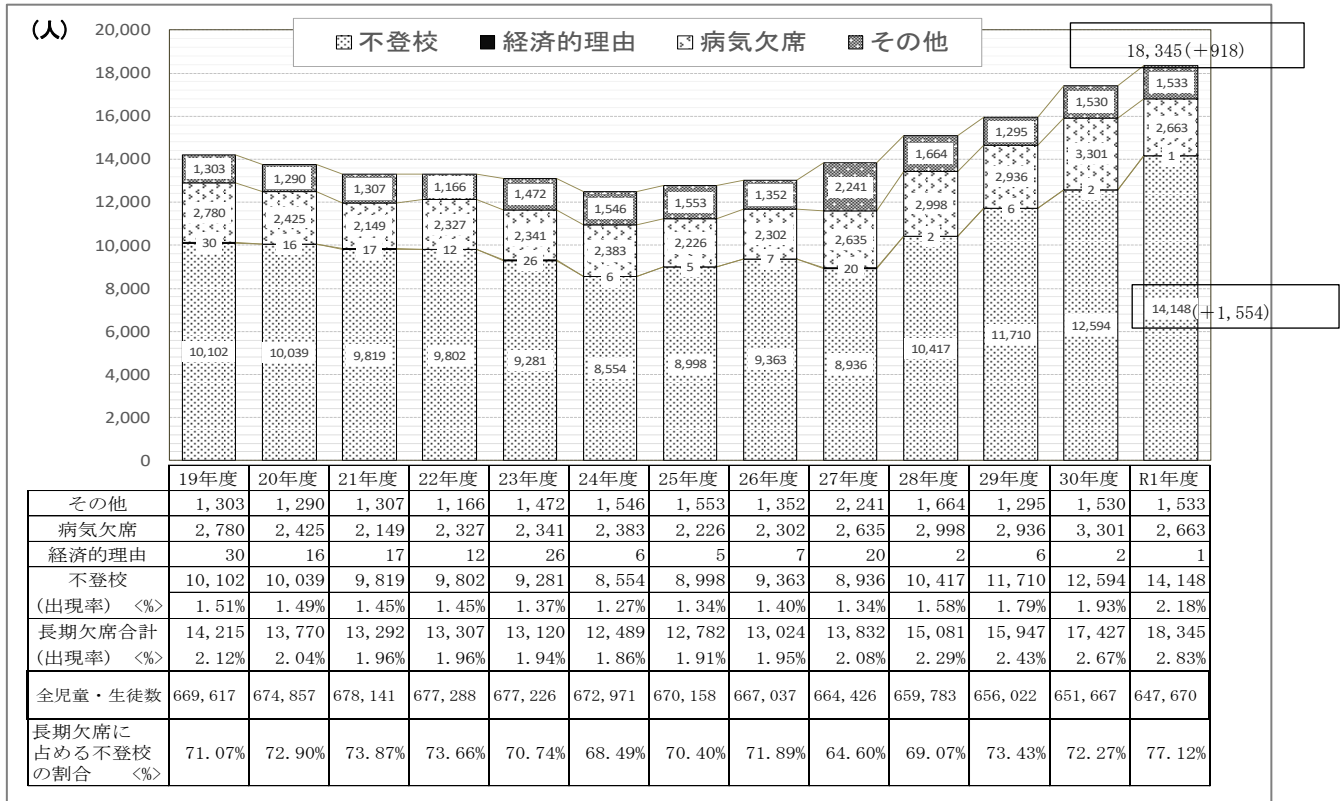
【図5】形態別暴力行為の発生件数の推移（公立小学校）



(ウ) 長期欠席・不登校について（公立小・中学校）

公立小・中学校における長期欠席者数は、前年度より918人増加し18,345人、長期欠席者のうち、不登校の児童・生徒数は、前年度より1,554人増加し14,148人であった。（【図6】参照）

【図6】理由別長期欠席者（年度間に通算30日以上欠席した児童・生徒）数の推移（公立小・中学校）

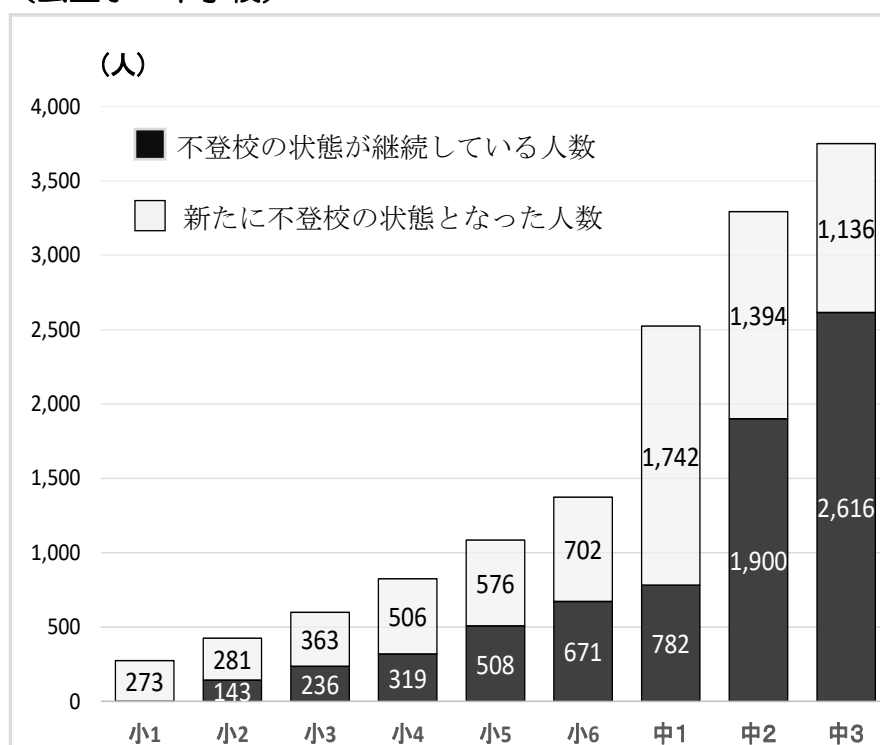


毎年度、一定数の児童・生徒が、不登校の状態を解消している一方、それ以上に、新たに不登校となる人数の方が多いという状況が見られている。（【図7】参照）

新たな不登校を未然に防ぐことができていない要因として、児童・生徒全体に見られるコミュニケーションスキルの不足等の課題に対し、学校による豊かな人間関係づくり等の取組が十分とはいえないということが考えられる。

また、「不登校は問題行動ではないこと」「適度な休養の必要性」等の、いわゆる「教育機会確保法」（平成28年に成立）の趣旨を踏まえ、学校が欠席理由を不登校と積極的に捉えるようになったことも、増加の一因と考えられる。

【図7】 学年別不登校の児童・生徒数の内訳（継続・新規別）
（公立小・中学校）

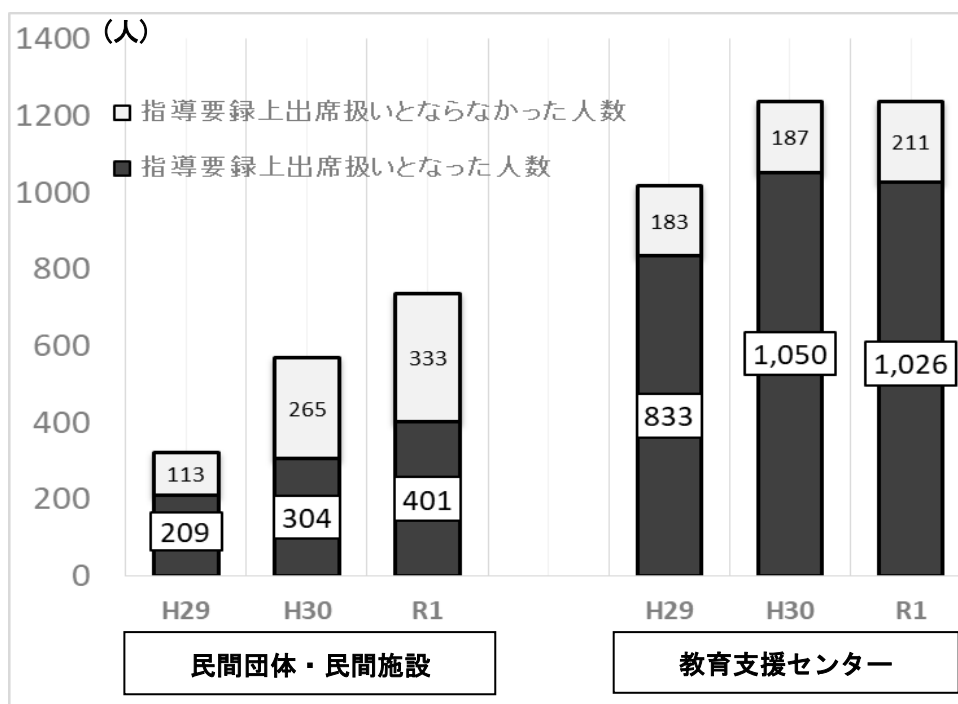


フリースクール等の民間団体・民間施設で、相談・指導を受けた不登校の児童・生徒が増加しており、734人である。あわせて、そのうち、学校が指導要録上出席扱いとした児童・生徒数も増加しており、401人である。（【図8】参照）

各学校において、フリースクール等での活動を多様な学びの一つとして認める傾向が、見られ始めている。

学校では、フリースクールをはじめとした関係の施設とこれまで以上に連絡を密にとり、不登校の児童・生徒の学校外での多様な学習活動を「出席扱い」と認めるなど、積極的に評価していくことが必要である。

【図8】 学校外の機関で相談・指導を受けた
不登校の児童・生徒数（公立小・中学校）

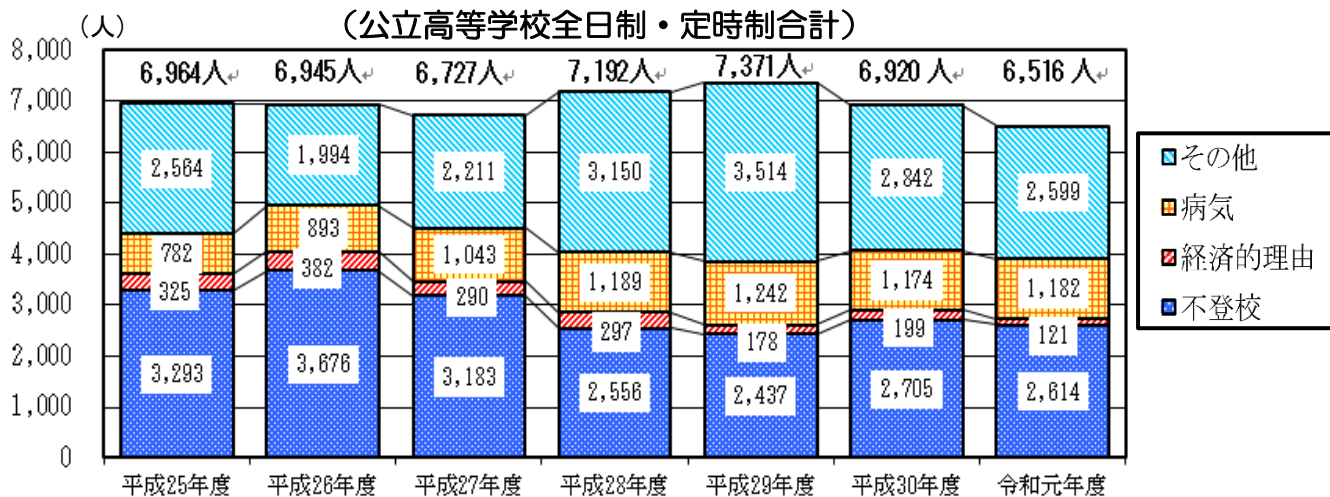


(I) 長期欠席・不登校について（公立高等学校）

公立高等学校における長期欠席者数については6,516人となり、前年度より404人減少した。うち不登校生徒数は2,614人（長期欠席者の40.1%）で、前年度より91人減少した。（【図9】参照）

長期欠席者数のさらなる減少に向け、各学校において、生徒一人ひとりの状況を把握し、学習意欲や就学意欲を高める継続的な指導・支援が必要である。

【図9】 理由別長期欠席者数の推移
（公立高等学校全日制・定時制合計）

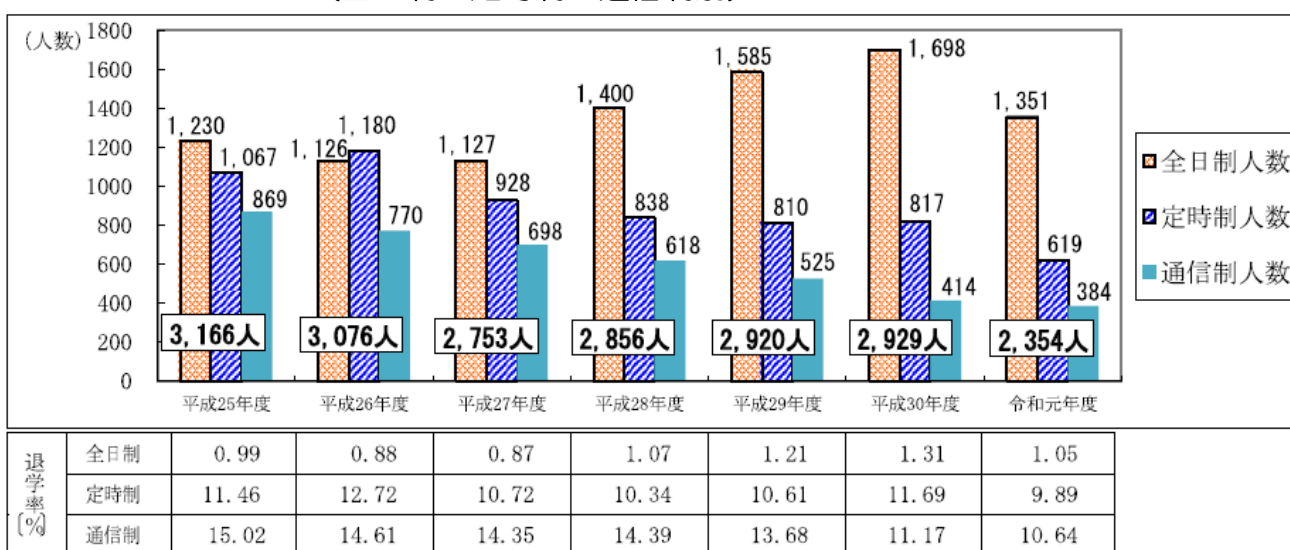


(オ) 中途退学者について

公立高等学校全体における中途退学者数は2,354人であった（全日制は347人減少、定時制は198人減少、通信制は30人減少）。中途退学率については、全課程で低下した。（【図10】参照）

中途退学者が減少した理由として、特に「学業不振」を理由に退学する生徒の減少が著しいことから、魅力ある授業等の推進とともに、早い段階から個別指導を行って単位未修得者を出さないようにする取組等が中途退学者の減少につながったと考えられる。

【図10】 公立高等学校における中途退学者数の推移
（全日制・定時制・通信制別）



ウ 全国における本県の状況について（国・公・私立学校）

(ア) いじめ（小・中・高・特）

認知件数 5 番目：1,000人あたりの件数32番目

<前年度認知件数 6 番目：1,000人あたり31番目>

(イ) 暴力行為（小・中・高）

発生件数 1 番目：1,000人あたりの件数 3 番目

<前年度発生件数 1 番目：1,000人あたり 3 番目>

(ウ) 不登校（小・中）

児童・生徒数 2 番目：1,000人あたりの人数 7 番目

<前年度児童・生徒数 2 番目：1,000人あたり 7 番目>

(エ) 不登校（高校）

生徒数 3 番目：1,000人あたりの人数19番目

<前年度生徒数 3 番目：1,000人あたり23番目>

(2) 県教育委員会の主な取組

いじめ・暴力行為及び不登校への対策として、主に次の事業等のより一層の推進を図る。

ア かながわ元気な学校ネットワークの推進（平成23年度～）

子どもたちのいじめ・暴力行為及び不登校などを防止し、県内のすべての学校や地域に、子どもたちの笑顔があふれることをめざし、学校、保護者、関係機関・団体等、地域社会全体が一体となった取組を推進する。

イ 「いのち」の授業の推進（平成24年度～）

「いのち」のかけがえのなさ、夢や希望をもって生きることの大切さ、人への思いやりなど、「いのち」や他者との関わりを大切に、子どもたちにはあらゆる人がかかわって百万通りの「いのちの授業」を展開し、心ふれあう教育の推進を図る。「いのちの授業」の中心テーマの一つに、「いじめを考える」を設定し、様々な実践事例を収集する。併せて、効果的な指導方法を検討し、指導資料にまとめ全県に普及する。

ウ 魅力ある学校づくり

(ア) 魅力ある学校づくり調査研究事業（令和元年度～）

横須賀市教育委員会と連携し、不登校の未然防止に向けた、児童・生徒一人ひとりにとっての魅力ある学校づくりを推進するとともに、取組の成果を全県に普及する。

(イ) かながわ学びづくり推進地域研究委託事業（平成19年度～）

市町村教育委員会と連携し、分かる授業、学ぶ楽しみを実感できる授業を展開するなど、魅力ある学校づくりを進めることにより、児童・生徒の問題行動や不登校等の未然防止を図る。

(ウ) 学級経営支援事業（平成27年度～）

小学校において、経験豊かな退職教員を非常勤講師として派遣し、問題行動等の未然防止を図っている。特に3、4年生の学級経営に焦点をあて、必要な指導の在り方や方法等を検証する。併せて、人権や福祉等に関する効果的な指導事例を検討し、取組の成果を指導資料にまとめ全県に普及する。

(イ) 教育相談コーディネーターの養成・配置（平成16年度～）

国が示す「特別支援教育コーディネーター」を、県の「支援教育」の理念に基づき養成し、チーム支援の中核を担う役割として、全ての公立学校に配置している。

(オ) スクールカウンセラーの活用（平成7年度～）

【令和2年度の配置状況】

小 学 校：中学校に配置のスクールカウンセラーが対応

中 学 校：全中学校に配置（政令市は独自に配置）

高 等 学 校：全高等学校及び中等教育学校に

86人のスクールカウンセラーで対応

教育事務所：平成27年度からスクールカウンセラーアドバイザーを配置し、スクールカウンセラーの相談業務を支援

(カ) スクールソーシャルワーカーの活用（平成21年度～）

【令和2年度の配置状況】

小・中学校：4教育事務所に配置（政令・中核市は独自に配置）

高 等 学 校：30校を拠点として配置 全県立学校に対応

エ 関係機関との連携

(ア) 県学校・フリースクール等連携協議会（平成18年度～）

不登校の児童・生徒への支援の在り方等について、学校や教育関係機関と県内のフリースクール等との相互理解や連携強化を図るとともに、不登校で悩む児童・生徒や高校中退者及びその保護者等を対象に相談会を行い、一人ひとりの将来の社会的自立に向けて支援している。

(イ) 相談窓口の開設（平成6年度～）

総合教育センターに電話相談窓口として「いじめ110番」を開設している。平成18年からは24時間受付体制を整備し、「24時間子どもSOSダイヤル」と名称を変え、対応している。

(ウ) SNSを活用したいじめ相談（平成30年度～）

平成30年度から、「SNSいじめ相談@かながわ」を実施している。令和2年度は県内全ての中・高生を対象に、通年（5月～3月）で実施している。

オ 家庭・地域との協働

(ア) かながわ子どもスマイル（SMILE）ウェーブ（平成23年度～）

平成24年3月に開催の「かながわ元気な学校づくり全県生徒代表総会」を契機に、県内の各地域で大人が子どもの育ちに関心を持ち、積極的に子どもとの関わりを深めるため、毎年度、県内5会場において「かながわ子どもスマイル（SMILE）ウェーブ地域フォーラム」を開催している。

(イ) 小・中学校におけるコミュニティ・スクールの促進（平成29年度～）

保護者や地域の住民が学校運営に参画した「地域とともにある学校」づくりを進めることで、学校・家庭・地域が協働して、児童・生徒の豊かな学びと健やかな育ちを実現させるために、各市町村教育委員会によるコミュニティ・スクール導入の促進を支援している。